

農業生産法人制度について

平成24年2月

農林水産省

○ 規制・制度改革に関する閣議決定事項に係るフォローアップ調査の結果(抜粋)

「規制・制度改革に係る対処方針」(抜粋)平成22年6月18日 閣議決定

規制・制度改革に係る対処方針(平成22年6月18日 閣議決定) における決定内容				所管省庁	実施状況	進んだ取組・ 残された課題
番号	規制改革事項	対処方針	実施時期			
3. 農業分野						
①	農業生産法人の要件(資本、事業、役員)の更なる緩和	改正農地法により、今後の日本農業の有効な担い手となり得る農業生産法人についての出資規制が一部緩和されたこと等を踏まえ、法施行後の農業生産法人の参入状況、企業の出資状況などの実態調査、及び参入した法人からみた農地利用に係る問題点の有無等の把握を行い、現行の農業生産法人要件が、意欲ある多様な農業者の参入促進との観点から適切かどうかについて検証し、結論を得る。	平成23年度中検討開始、できる限り早期に結論	農林水産省	改正農地法施行後の農業生産法人の参入状況や企業の出資状況、参入した法人からみた農地利用に係る問題点の有無等を把握するための実態調査の準備に着手している。	

農地法に係る経団連の提言について

【2009年2月13日「農地制度改革に関する見解」(抜粋)】

優良農地の確保と有効利用の徹底

- 「農地は農業の限りある経営・生産資源であり農地として有効に利用すること」を法の目的と定めること
- 農用地区域から転用目的での除外の手続きにおいては、担い手の経営基盤となっている農地については除外を認めないこととするとともに、協議等の国の関与を行うべき

リース方式による企業の農業参入の推進

- 予め設定された実施区域外でも、貸し手と借り手が合意した場合は、一定の要件下でリース方式による企業の農業参入を認めることも検討すべき

経営と投資の安定化のための長期貸借制度の創設

- 民法の特例設定による20年超の長期貸借制度の創設も含め、更なる契約の長期化・安定化を促すための措置も検討すべき

農業生産法人の要件緩和

- 株式会社等の出資を認定農業者に認められている1/2未満まで認めるべき

一般の株式会社による農業参入(農地所有)については、現在の農地価格の現状から農地を所有し農業へ参入しようとする株式会社等の大きな実需が認め難いことや、地域において共に農業に携わる農業関係者等の意識の問題などもあることから、上記に提案した農地法の見直しや転用規制強化、多様な経営体の参画の進展等を見極めながら、引き続きの検討課題

改正農地法の内容

農地法の目的等の見直し

- 目的について、農地が地域における貴重な資源であること、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した権利の取得を促進すること等を明確化
- 農地について権利を有する者の責務として、「農地の適正かつ効率的な利用を確保しなければならない」旨を明確化

農用地区域内農地の確保

- 効率的かつ安定的な農業経営を営む者により利用されている農地等は、農用地区域からの除外を認めない

農地転用規制の厳格化

- 病院、学校等の公共施設への転用についても、許可不要から協議制へ
- 違反転用に対する罰則を強化（法人：300万円→1億円）

農地の貸借規制の見直し

- 農業生産法人以外の法人による農地の借入れを可能に（業務執行役員のうち一人以上の者がその法人の農業に常時従事すること等の一定の要件が必要）
- 農地の貸借期間の上限を20年から50年間に延長

農業生産法人要件の見直し

- 農業生産法人への出資について、1構成員当たりの出資制限10分の1を廃止し、4分の1以下まで出資可能にするとともに、一定の加工業者等については更に4分の1以下から2分の1未満に緩和

改正農地法に対する経団連の評価

【2009年3月17日「わが国の総合的な食料供給力強化に向けた提言」(抜粋)】

農地法改正法案の早期成立・施行と適用運用

政府が2009年通常国会に提出した農地法改正法案等では、上記で指摘した優良農地の確保と有効利用の徹底、多様な担い手による農地の有効利用の促進、ならびに、担い手の経営面積の大規模化と農地集約への支援などに係わる内容の多くが盛り込まれており高く評価している。日本経団連としてはこの早期成立・施行を政府・議会に強く要望したい。

農地法の目的の改正について

- 目的について、農地が地域における貴重な資源であること、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した権利の取得を促進すること等を明確化。
- 農地について権利を有する者の責務として、「農地の適正かつ効率的な利用を確保しなければならない」旨を明確化。

改正農地法の目的

(目的)

第1条 この法律は、国内の農業生産の基盤である農地が現在及び将来における国民のための限られた資源であり、かつ、地域における貴重な資源であることにかんがみ、耕作者自らによる農地の所有が果たしてきている重要な役割も踏まえつつ、農地を農地以外のものにすることを規制するとともに、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進し、及び農地の利用関係を調整し、並びに農地の農業上の利用を確保するための措置を講ずることにより、耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、もつて国民に対する食料の安定供給の確保に資することを目的とする。

(参考)改正前農地法の目的

(この法律の目的)

第1条 この法律は、農地はその耕作者みずからが所有することを最も適当であると認めて、耕作者の農地の取得を促進し、及びその権利を保護し、並びに土地の農業上の効率的な利用を図るためその利用関係を調整し、もつて耕作者の地位の安定と農業生産力の増進とを図ることを目的とする。

責務規定の新設

(農地について権利を有する者の責務)

第2条の2 農地について所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならない。

優良農地の確保について

- 農業振興地域制度について、優良農地の確保を図るための仕組みを充実させるとともに、農用地区域からの除外を厳格化。
- 農地転用許可制度について、公共転用の法定協議制を導入のほか、違反転用の罰則強化等の農地転用規制を厳格化。

〔農業振興地域の整備に関する法律(農振法)〕

確保すべき農用地面積の目標

【現 行】 国及び都道府県において、確保すべき農用地面積の目標を定め、その達成を図るための規定がない

【改正後】 国の「基本指針」及び都道府県の「基本方針」の各々に確保すべき農用地面積の目標を記載することを法律上明記し、毎年、達成状況を公表するとともに、不十分な都道府県に対し国が是正の要求

農用地区域からの除外の厳格化

【現 行】 集団農地の縁辺部にある農地であれば、効率的かつ安定的な農業経営を営む者により現に利用集積され、又はこれから利用集積されることが見込まれるものであっても、除外が可能

【改正後】 農用地区域内の農地について、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する利用の集積に支障を及ぼすおそれがある場合について、除外を厳格化

〔農地法〕

農地転用規制の厳格化

【現 行】 国又は都道府県が公共施設の設置をするための農地転用については、許可不要のため、施設の周辺において無秩序なかい廃を誘発

【改正後】 学校、病院等の公共施設への転用について、法定協議制を導入

違反転用に対する罰則強化

※ 下線部が今回改正部分

事項		現 行		改正後	
		法人	個人	法人	個人
違反転用	罰金	300万円以下	300万円以下	<u>1億円以下</u>	300万円以下
	懲役	—	3年以下	—	3年以下
違反転用における原状回復命令違反	罰金	30万円以下	30万円以下	<u>1億円以下</u>	<u>300万円以下</u>
	懲役	—	6ヶ月以下	—	<u>3年以下</u>

法人が農業に参入する場合の要件

- 農業に参入する場合の基本的な要件は個人と同様。
- 農地を所有することは、農業生産法人の要件を満たせば可能（農業生産法人は農地を借りることも可能）。
- 貸借であれば、全国どこでも可能。

基本的な要件 （個人と共通）

1. 農地のすべてを効率的に利用
機械や労働力等を適切に利用するための営農計画を持っていること
2. 一定の面積を経営
農地取得後の農地面積の合計が、原則50 a（北海道は2 ha）※以上であることが必要
※この面積は、地域の実情に応じて、市町村の農業委員会が引き下げることが可能
3. 周辺の農地利用に支障がない
水利調整に参加しない、無農薬栽培の取組が行われている地域で農薬を使用するなどの行為をしないこと

※ 個人の場合は、上記1～3に加えて、必要な農作業に常時従事することが必要

農地を所有したい



農業生産法人（農地を所有できる法人）

1. 法人形態 株式会社（公開会社でないもの）、農事組合法人、合名・合資・合同会社
2. 事業内容 主たる事業が農業（農産物の加工・販売等の関連事業を含む。）[売上高の過半]
3. 構成員 ・農業関係者が総議決権の原則として4分の3以上を占めること
・加工業者等の関連事業者の場合は、総議決権の2分の1未満まで可能。
4. 役員 役員の過半が農業の常時従事者であること等

農業生産法人は農地を借りることも可能

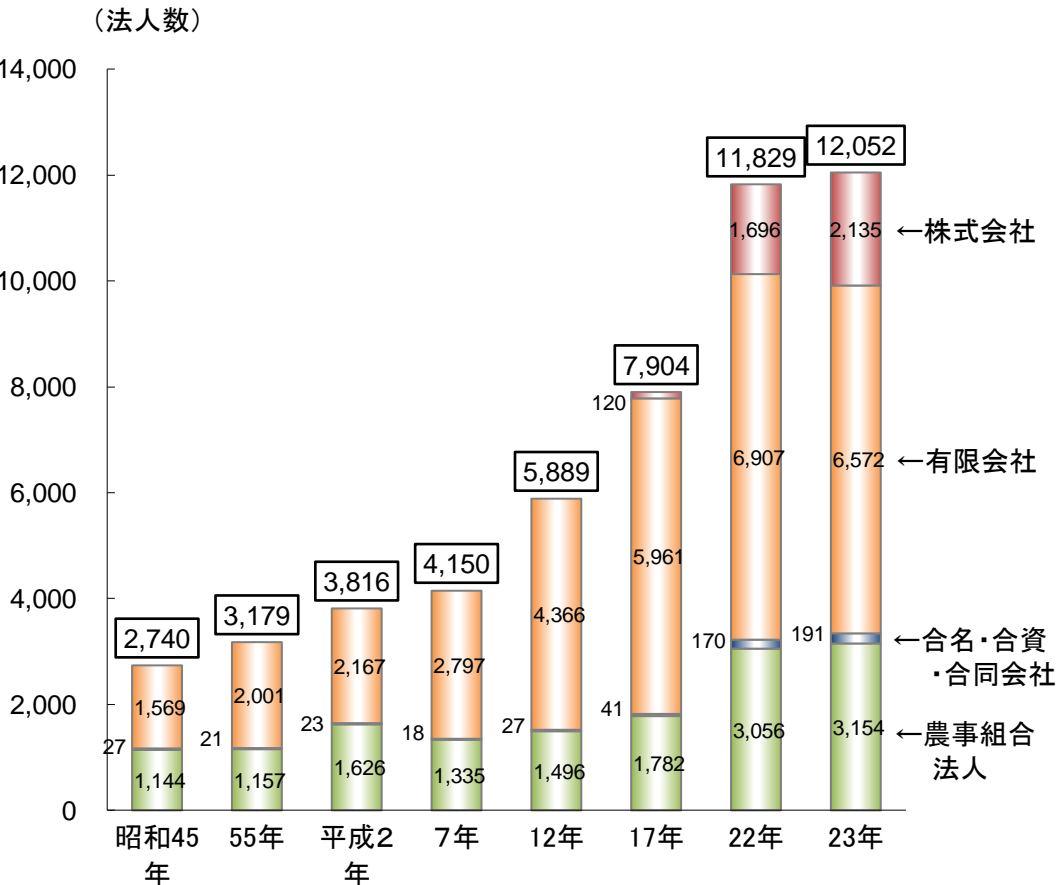
一般法人（貸借であれば、全国どこでも可能）

貸借であれば、農業生産法人の要件を満たすことは不要

1. 貸借契約に**解除条件**が付されていること
解除条件の内容：農地を適切に利用しない場合に契約を解除すること
2. 地域における適切な**役割分担**のもとに農業を行うこと
役割分担の内容：集落での話し合いへの参加、農道や水路の維持活動への参画など
3. 業務執行役員が1人以上**農業**に常時従事すること
農業の内容：農作業に限られず、マーケティング等経営や企画に関するものであっても可

農業生産法人の農業参入について

農業生産法人の推移



資料:農林水産省経営局調べ(各年1月1日現在)

注:平成22年以降の有限会社は特例有限会社の法人数である。

大手スーパー I による農業生産法人設立の例

- 設立日 : 平成20年8月
- 農場面積 : 約5ha(設立当初の2.5倍)
- 栽培品目 : 大根、ブロッコリー、人参等
- 収穫量 : 約600トン(平成21年度計)
- 販売先 : Iの店舗
- 株主構成 : 74.1%(JA、JA組合員)
: 25.9%(大手スーパー I)

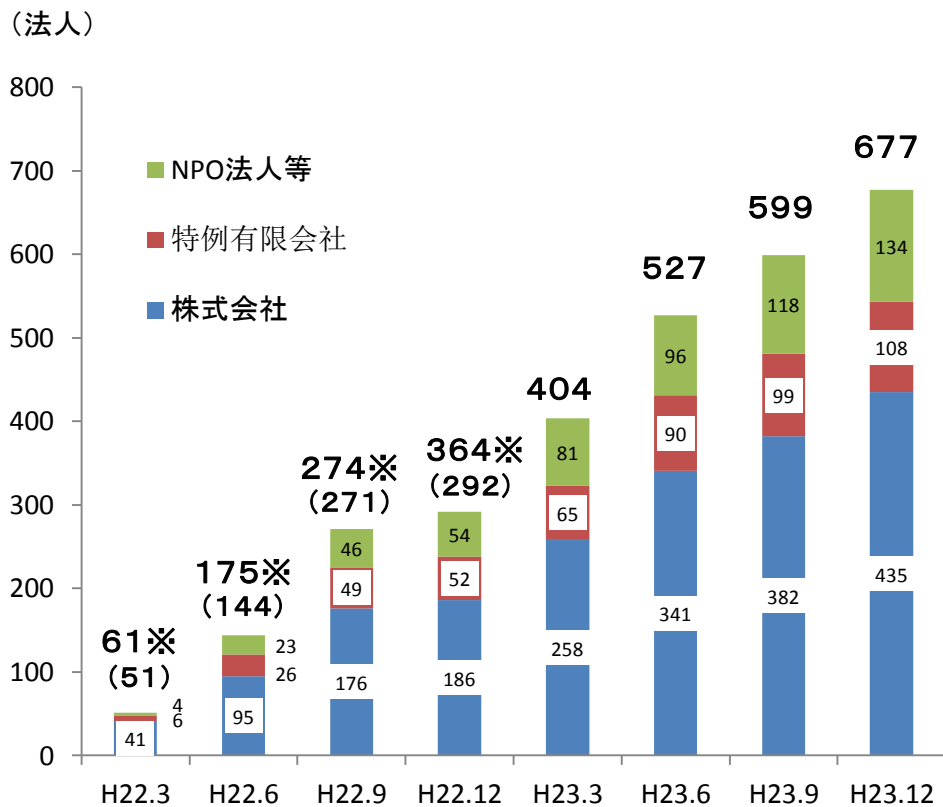
これまでの経緯

- 企業の社会的責任(CSR)活動の一環として、地域農業の活性化等を目的に、JA等との共同出資により設立。
- 店舗で発生した食品残さを堆肥化し、農場の肥料として活用。また、そこで収穫した野菜を当該店舗で販売するといった循環型農業の取組が行われている。
- 21年度は通期で黒字化を達成。

一般法人の農業参入について

- 改正農地法の施行後約2年で新たに677法人が参入(平成23年12月末)。
(改正農地法の施行前は約6年半で436法人が参入(平成21年12月末))

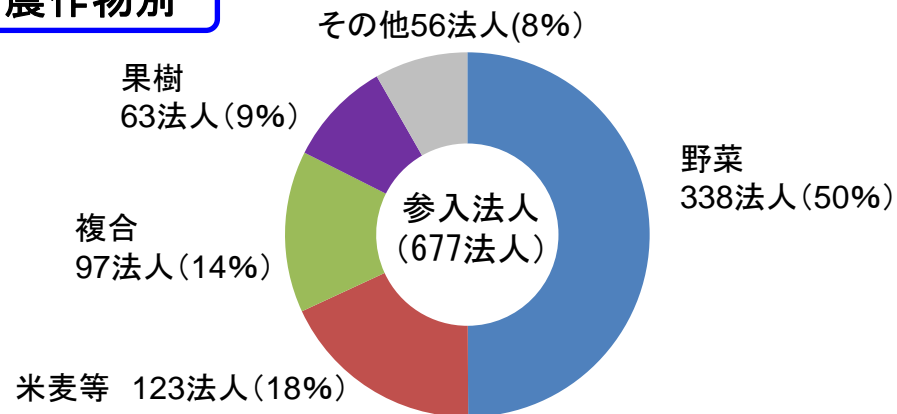
参入法人数の推移



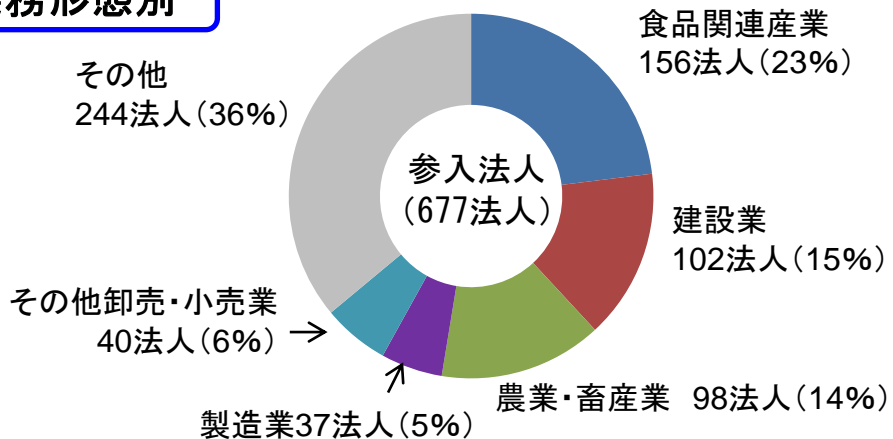
※平成22年12月以前のデータについては、各県からの追加報告をH23.2のHP更新にあわせ反映。
(カッコ内は、H23.2のHP更新前に公表していた各県追加報告反映前の数値)
なお、平成22年12月末時点において、旧制度に基づき参入した法人で営農を継続している法人数は415となっている。

営農作物・業務形態別の参入法人数

営農作物別



業務形態別



資料:農林水産省経営局調べ(平成23年12月末現在)

資料:農林水産省経営局調べ